難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針の 位置付け及び構成案について

1. 都道府県計画における難聴児支援の位置付けの現状

- 現在、難聴児支援に関する都道府県の計画については、**障害児福祉計画**に令和5年度末までに「拠点の整備」を盛り 込むよう国から各自治体に対して促している。
- その他、教育振興基本計画において「聴覚支援学校のサテライト教室の実施」などを盛り込んでいる事例がある。

2. 現状を踏まえた難聴児支援に関する都道府県計画の方向性

- 基本方針は、全国の都道府県において難聴児支援の体制の整備を促すため、各都道府県で定める計画の方針を示す ことを目的としているが、**地域の実情に配慮**した内容とする必要があることに留意。
- 難聴児支援関連施策は母子保健、医療、福祉、教育と関連分野が幅広いことから、都道府県においても、計画策定部 局のみならず、複数の部局が連携して取り組む必要がある。

3. 都道府県における基本方針の活用として考えられる想定

- 障害児福祉計画、障害者計画といった既存関連計画への反映
- 新たに策定する難聴児支援に関する計画への反映

4. 参考

〇 障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)

障害福祉計画は、**障害者計画**(障害者基本法第十一条第二項に規定する都道府県障害者計画及び同条第三項に規定する市町村障害者計画をいう。)、地域福祉計画(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第百七条に規定する市町村地域福祉計画及び同法第百八条に規定する都道府県地域福祉支援計画をいう。)、医療計画、介護保険事業計画(介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画及び同法第百十八条第一項に規定する都道府県介護保険事業支援計画をいう。)、子ども・子育て支援事業計画(子ども・子育て支援法第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画及び同法第六十二条第一項に規定する都道府県子ども・子育て支援事業支援計画をいう。)その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものとすることが必要である。

4. 参考

〇 第2次秋田県障害者計画(令和3年3月)(抜粋)

施策18 福祉用具等の利用支援

【現状と課題】

障害のある人に対し、必要に応じ、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補 完・代替するのに必要な補装具費の一部を負担します。

また、障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具について、 給付等を行います。

身体障害者補助犬については、県内において利用実績が少ないため、周知を 図る必要があります。

【施策の方向】

- ① 障害のある人に対し、身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完・代替し、 就労場面における能率の向上を図る等に必要な補装具費の一部を負担します。
- ② 障害者等の日常生活がより円滑に行われるための日常生活用具の給付等を実施します。
- ③ 身体障害者補助犬の育成及び身体障害者補助犬を使用する身体障害者の施設等の利用の円滑化を図ります。
- ④ 身体障害者手帳の対象とならない程度の聴覚障害を持つ児童の言語の習得やコミュニケーションカの向上を図るため、補聴器購入または修理費用の一部を助成します。(施策 11 再掲)

【主な取組】

- 障害者補装具給付費負担金の交付
- •日常生活用具給付等事業(ストーマ装具、入浴補助用具、盲人用体温計等の 給付)の実施
- ・障害者地域生活支援事業(身体障害者補助犬育成促進事業)の実施
- 難聴児補聴器購入費助成事業の実施

身体障害者手帳の交付対象にならない、軽・中等度の聴覚障害がある児童が、補聴器を装用することで、言語の習得等一定の効果が期待できる場合に、補聴器の購入費用の一部を負担する市町村へ助成することで、難聴児の福祉の増進を図ることを目的としている。

聴覚障害を早期に発見し、適切な療育を受けることができれば、ことばの発達において大きな可能性が広がることから、生まれて間もない時期に、きこえの程度を推測することができる新生児聴覚検査を実施。

施策20 保健・医療サービス等の充実

【現状と課題】

障害の予防や軽減を図るためには、疾病や障害を早期に発見し、適切な治療や支援に繋げることが重要です。

そのため、妊娠・出産期をはじめ、幼児期から高齢期まで、一貫した保健・ 医療サービスを提供する必要があります。

【施策の方向】

- ① 乳幼児について、障害の早期発見・治療(療育)のため、先天性代謝異常 検査を推進するとともに、新生児聴覚検査に関する普及啓発や言語聴覚士の 派遣を行います。
- ② 育児に困難を抱える親への支援を行います。(乳幼児健康診査等における 発達障害の早期発見・早期支援強化のための保健師等専門職の資質の向上)
- ③ 育児に困難を抱える親への支援を行います。(早期に要支援児、要支援家庭を発見し、必要な支援につなげるための市町村における母子保健コーディネーターの配置を支援)
- ④ 妊娠高血圧症候群に罹患している妊産婦について、妊娠高血圧症候群等の 療養を支援します。
- ⑤ 心の悩みや不安の相談対応を行う「あきたいのちのケアセンター」の周知 を図るほか、SNS相談等を実施する民間団体への支援を行います。
- ⑥ 障害のある人の歯科受診の円滑化とその充実を図るため、受診可能な歯科 医療機関の情報提供や、障害者歯科に従事する者に対する各種研修などに取 り組みます。
- ⑦ 障害のある人に対し、心身の障害の除去・軽減や生活の安定を図るため、 医療費の負担を軽減します。
- 窓 市町村に対し、保健師等の専門職への研修や妊娠・出産包括支援事業を実施するための支援を実施します。
- ⑤ 子どもが地域で健やかに成長できるよりよい環境を充実させるため、市町村における子ども・子育て支援に係る各種事業の実施を促進します。
- ⑩ 身体障害及び知的障害などの相談については、障害特性に対応して専門的 な見地から、相談援助機能の強化を図ります。

【主な取組】

- 先天性代謝異常等検査事業の実施
- 新生児聴覚検査事業の実施
- 妊娠・出産包括支援推進事業の実施
- 妊娠中毒症等療養援護費の支給
- 「あきたいのちのケアセンター」の電話相談
- ・ 口腔保健支援センター推進事業の実施
- 福祉医療費等助成事業の実施
- ・障害者自立支援医療事業の実施
- 市町村子ども・子育て支援事業の実施
- 福祉総合相談、身体障害及び知的障害の相談

4. 参考

〇 第2期秋田県障害児福祉計画(抜粋)

Ⅱ-2 第2期秋田県障害児福祉計画の成果目標

事項・内容	基準値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	
児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	2		
1 児童発達支援センター 令和5年度未までに、児童発達支援センターを各市町村 に少なくとも1か所以上設置する。(圏域での設置でも差 し支えない。)	2市	支援体制が確保される市町村数 25市町村	
2 保育所等訪問支援 令和5年度未までに、全ての市町村において、保育所等 訪問支援を利用できる体制を構築する。	6市町村	支援体制が確保される市町村数 25市町村	
難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築			
令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援の ための中核的機能を有する体制を確保する。	_	県で1か所以上確 保	
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の 確保			
令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童 発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村 に少なくとも1か所以上確保する。(圏域での確保でも差し 支えない。)	2市	支援体制が確保される市町村数 25市町村	
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及び	ブコーディネータ	一の配置	
令和5年度末までに、各都道府県及び各市町村において、 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。 (圏域での設置でも差し支えない。)	12市町村	協議の場が設置される市町村数 25市町村	
令和5年度末までに、各都道府県及び各市町村において、 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。(圏 域での配置でも差し支えない。)	_	コーディネーター が配置される市町 村数 25市町村	

○ 第3期あきたの教育振興に関する基本計画(令和2年3月)(抜粋) 第IV章 施策の方向と展開(施策の全体体系) 基本方向2 子ども一人一人に応じた教育の充実と確かな学力の定着を 図ります

(3) 一人一人の教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実

所 管 課 特別支援教育課

① 校内支援体制の機能強化と関係機関との連携等による特別支援教育の充実 [特支、 (幼保、義務、高校)]

全ての教職員が特別支援教育に関する研修を継続的に受ける機会の設定や関係機関との連 携強化により、特別支援教育に関する校内支援体制の充実を図ります。

【主な取組】

- 学校運営計画への特別支援教育の明確な位置付けと年間 計画に基づく全ての教員の研修受講の促進
- ・管理職及び特別支援教育コーディネーター(*1)を核とした校内支援体制づくりの強化
- ・教育的ニーズ(*2)を踏まえた「個別の指導計画」(*3)「個 別の支援計画」(*4)の作成と活用
- 学校間の引継ぎ、教育相談体制の強化



医療的ケアへの指導・助言

② 特別支援学校のセンター的機能の充実 [特支]

地域における特別支援教育の推進拠点として、障害のある児童生徒の教育的ニーズに応じた 支援を拡充するとともに、各特別支援学校の特色を生かした特別支援教育に関する情報を発信 します。

【主な取組】

- ・小・中学校等への研修支援の充実
- ・教育的ニーズに応じた視覚支援学校・聴覚支援学校のサテライト教室(*5)の実施
- 就学相談、教育相談体制の強化
- ・障害理解授業の推進と教材を含めた自校リソースの情報発信と提供の充実
- *1「特別支援教育コーディネーター」: 障害のある幼児児童生徒の適切な支援のため、学校職員の中から指名され、保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や医療、福祉等の関係機関との連絡調整の役割に当たる。
- *2「教育的ニーズ」:障害をもつ児童生徒が学校教育を受ける上で必要とされる支援
- *3「個別の指導計画」: 幼児児童生徒の一人一人の教育的ニーズに対応して、指導目標や指導内容・方法を盛り込んだ指導計画
- *4 「観別の支援計画」: 保護者や教育、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等が幼児児童生徒の障害の状態等に関わる情報を 共有し、各機関の専門性を発揮しながら、生涯にわたって的確で一貫した支援を行うことを目的として作成されるもの。 般的には「観別の教育支援計画」という名称であるが、秋田県では関係部局・機関との連携の強化と協働を推進する観点か
- *5「視覚支援学校・聴覚支援学校のサテライト数室」: 県内(中央)に1校のみとなっている視覚支援学校・聴覚支援学校の教育や支援が他の地域でも受けられるように、県北、県南の小・中学校や公民館等に教室を設け、視覚支援学校・聴覚支援学校の教員が定期的に訪問して指導や支援・相談を行っている場

4. 参考

〇 第6期埼玉県障害者支援計画 令和3年度~令和5年度(抜粋)

第5章 施策の展開

V 安心・安全な環境をつくる

1 療育体制の充実

(1) 地域療育・相談体制などの整備

施策響号	施策の内容	担当課
220	在宅の障害児(者)に対し、訪問や外来での療育指導や相談対応 を行います。また、児童発達支援事業所や障害児保育を実施する 保育所などの職員に療育に関する指導を行う障害児等療育支援 事業の運営を支援します。	障害者支援課
221	在宅の障害児(者)の運動機能などの低下を防ぐとともに発達の 促進を図ります。また、保護者などが家庭において日常生活動作 や運動機能などの療育技術を習得できるよう助言します。	障害者支援課
222	看護・介護の必要性の高い重症心身障害児(者)をケアする入所施設に対し、手厚い職員配置を行えるよう支援し、利用者の処遇の向上を図ります。	障害者支援課
223	妊産婦や乳幼児の健康診査や健康相談の充実に向け、保健師等を 対象とした研修を開催するなど、市町村を支援します。(再掲 246)	健康長寿課
224	新生児聴覚検査の普及啓発を行うとともに、要支援児と保護者に 対する適切な援助が行えるよう市町村を支援します。	健康長寿課
225 【新】	聴覚障害児の支援のため、医療・保健・福祉・教育の各分野が参加する協議会を設置・運営するなど、関係機関の連携による支援 体制の構築を進めます。	障害者福祉推進課
226 【新】	聴覚障害児が様々な選択肢の中から早期に適切な支援を受けられるよう、保護者などからの相談に対応し、人工内耳・補聴器・手話などに関する適切な情報を提供します。(再掲 116)	障害者福祉推進課
227 【新】	新生児聴覚検査から療育に遅滞なく円滑につなげるための手引 書を作成し、聴覚障害児及びその家族への切れ目のない支援の充 実を図ります。	障害者福祉推進課
228	難聴児に対して補聴器の助成や言語発達に必要な訓練を行うことにより、コミュニケーション能力の形成など健全な発達を支援します。	障害者福祉推進課
229	未熟児の健全育成のため、母子保健専門研修・母子保健関係職員 研修を開催し、未熟児への訪問指導などを行う市町村を支援しま す。	健康長寿課

○ ふじのくに障害者しあわせプラン(令和3年3月)(抜粋) 第1部 県全域

- 3 成果目標
- (5) 障害児支援の提供体制の整備等

イ 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

国の基本指針では、「聴覚障害児を含む難聴児が適切な支援を受けられるように、ト令和5年度末までに、各都道府県において、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を確保することを基本とする」ことが新たに成果目標として位置付けられました。本県では、県立総合病院内に設置した「乳幼児聴覚支援センター」を中核として、新生児聴覚スクリーニング検査から診断後の療育につなげる体制を整備するとともに、聴覚障害児支援に関する課題に対応するため、「静岡県聴覚障害児を考える医療と保健福祉と教育の会」を設置し、医療、保健、福祉、教育の関係機関による連携を強化することなどにより、難聴児及びその家族への切れ目のない支援の充実を図っていきます。

<第6期計画の成果目標>

	項目	内 容
第6期 目 標	令和5年度末までに難聴児支援のための 中核的機能を有する体制を確保	県で確保

【連携に関すること】

- ・関係機関による顔の見える連携の構築し、療育機関と教育機関(ろう学校)が日常的な連携・情報交換を行い、新生児聴覚検査から診断、 治療、療育に至る全体の流れ、連携による支援の必要性について意識共有し、相互関係を円滑にしていく協議会のようなものを設置する 必要がある。
- ・IPE(専門職連携教育)を経て、IPW(多職種連携)に向かうことが大事。その間に生じる衝突や対立、葛藤に対して多様性をもって認め合う ことが大事。
- ・地域における人的資源としての医療職・教育職・行政職がもつそれぞれの目標・価値観・倫理観をすり合わせ、それぞれが異なる役割を 持っているのだという理解が必要。その上で、顔の見える関係に基づく適切なコミュニケーションと、チームとして働くためにある程度の リーダーシップが必要。
- ・自治体において難聴児支援を担当する部局を明確にし、関係者間で開催する顔が見える勉強会の場を提供し、そのモニタリングやトラッキングをすること。
- ・医療面では、重複障害が見られる場合に、例えば小児科・小児神経科・児童精神科・眼科等の参加が必要。言語聴覚士は、聴覚系・言語系・発達系に詳しい者の参加が必要。保健師など様々な施設に参画するサービスコーディネーターも重要な役割を果たす。また、ロールモデルあるいはメンターとして、成人聾者・聴覚障害者(当事者)・聴覚障害者支援団体が代弁者として連携に加わるべき。
- ・保護者が役所を訪れた際に、どこの窓口に相談に行ったらいいのか迷わないよう、行政としても、縦割りにとらわれない支援体制をつくる 必要がある。そういったコーディネートできる人材の育成が必要。

【新生児聴覚検査体制の整備】

- ・検査でリファーとなった場合の判定期間をどうするかといった検査に係るマニュアルの整備、検査結果を保護者に伝える時期や方法の 検討、保護者へのフォローをマニュアル化することが必要。
- ・新生児聴覚検査の結果の共有と、プライバシー保護の関係を踏まえた市町村における情報の取り扱いの整理(新生児聴覚検査実施後の追跡体制の整備)が必要。
- ・新生児聴覚検査の受検率、精密聴力検査の受診率の向上を目指すこと。検査の公費助成の促進。
- ・県下全域に偏りなく支援を提供し、また、精密聴力検査機関への支援を充実させること。
- ・新生児聴覚検査の実施を全ての産院において必須とし、検査時の丁寧な説明、OAEと自動ABRの両方の検査を実施すること。
- ・新生児聴覚検査の確定診断ができる人材と施設が不足している。また、人工内耳適応の的確な判断ができる施設も不足している。

5

【保護者に対する支援】

- ・手引きの作成、相談窓口の周知、正しい情報(人工内耳や補聴器、療育、手話という選択)の提供が必要。
- ・新生児聴覚検査リファーの後、医療に関わっていく間に母親のケアが必要。自治体が公的サービスで担えるのではないか。乳児家庭全戸訪問事業の他、障害のあるお子さんのいる家庭に別途、看護師、保育士、母子保健推進員、子育て経験者といった方が家庭訪問し、寄り添いを行う仕組み、情報の偏りを防ぐ仕組みが必要。
- ・聞こえない大人、聞こえにくい大人等のロールモデルに出会える仕組みが必要。
- ・保護者の方々が多様な相談機関の選択ができる環境が必要。特定の情報だけに偏ると、適切な支援にならないため、多様な情報に触れ 選択し、決定できる環境整備が重要。最初に出会った支援者がどのような立場の方であれ、等しく情報が共有でき、情報提供ができる 環境が重要。
- ・乳幼児期には親子で療育を受ける必要があり、保護者のケアに力を入れて、前向きに難聴の我が子に向き合える環境、家族が療育や 教育に集中できるような環境を整備すること。
- ・難聴の知識がない保護者が情報を正しく選択できる力をつけるための支援。家族が自身の能力や実力に気づき、自信を持って活用できるよう支援すること。
- ・難聴児とその家族の居住地域と、居住地域外との連携による支援が必要。居住地域外に転居した際にも継続した支援が受けられるような体制整備。
- ・保護者や難聴児が選択をする際の負担軽減をお願いしたい。例えば病院や教育機関、公的施設等の施設は、一つの県・地域で集約され 数が限られている。特に共働き化の進んだ現在、他の地域へ転居する時に負担が大きくなる。支援施設や病院に通うための移動の支援、 転居の支援、日常生活における家事支援を行うことで、療育・教育に関するリソースを割けるようになる。
- ・家族を中心とした早期介入が肝要。最終的な意思決定権は家族にあることを認識し、家族が決定権を行使できるようサポートすること。 子育てを総合的に楽しむこと、家族全員の幸福、積極的な関与、自己効力感(子育て・子供の発育の促進に対する自信と能力を持つ こと)を大切にすること。

【学校における取組】

- ・聴覚支援学校等のサテライト教室の活用による県内全域の支援を実現する。
- ・言語聴覚士の資格を持つ教員による、専門的な立場からの難聴児の指導や保護者の支援を実現する。特別支援学校に言語聴覚士を 配置する。
- ・聴覚特別支援学校(特に幼稚部)、乳幼児教育相談において、中等度難聴や人工内耳を装用した子に対しては、音声言語クラスの設置など、聴覚活用や口話をより一層伸ばすための方策を行うこと。

【人材育成】

- ・大学院大学において難聴児支援を専門科目として設けるなど、聴覚言語の専門家を育成すること。
- 特別支援学校教諭免許の所有率を高めるろう教育のための専門課程の充実が必要。
- ・難聴の特性をよく理解した指導者を育成するため、医師・看護師・保健師・保育士・幼稚園教諭・言語聴覚士等の関係者の研修を実施するなど、人材育成システムの確立が必要。
- •AVT (Auditory Verbal Therapy)の理念・理論・方法論を正しく理解する認定AVT資格者の養成が急務。
- ・聴覚障害とはどういう障害なのか、早期の療育や教育の必要性、療育や教育には様々な方法があること、難聴児とその保護者が居住 する地域にある資源について情報を集約して、正しく伝えていく必要がある。その情報の理解や意味を学ぶ研修などにより、人材育成を してほしい。

【選択に関する情報等】

- ・言語・コミュニケーションの補償方法を一つに限定し保守したことによってコンフリクトが生じてきた。手話をコミュニケーション手段としている多くのろうの青年が補聴器も手放さない。「音を感じる世界」と同時に、手話や文字で「言葉を見る世界」の両方に身を置いている。 残存保有する聴力が言葉の聞き分けには役立たないとしても、音、物音や環境音や音楽が聞こえることによって、生活の空間や感性に広がりが見える。聴覚法、口話法、手話法、どのようなコミュニケーション手段が選択されようとも、全ての人に「音」の聞こえが補償・保障されて良い。
- ・早期支援での手話の導入は、聞こえにくい子供の言語と発達のセーフティーネット。手話コミュニケーションについても情報格差がない 支援の在り方が重要。
- ・どんな補聴具をつけても、聴者になることはないということを、保護者に正しく分かるように伝える必要がある。
- ・全ての人に手話が保障されるべき。手話を身に着けて初めて自分がどの程度言語理解ができるかが分かる。人工内耳、補聴器と並べて第三の選択肢としての手話ということではなく、手話が最も優先度が高い。また、高校生の時に口話から手話に変えて、その後、補聴器を捨てた若者も存在し、そういう方の声に真摯に耳を傾ける必要がある。音声か手話か、という言語の選択はどちらが多数派かということでは決められない。ろう者にとって手話を中心に位置づけるということをぜひ御議論いただきたい。
- ・口話、手話、人工内耳、補聴器と様々あるが、大筋の道が一つに定まってしまっていると、別の手法に踏み出すには勇気や努力が要る。 どの選択肢も保障してほしい。その選択肢を支援側、保護者側双方に周知してほしい。
- ・日本手話で子供を育てるという選択をしたら、日本中どこであっても、日本手話を用いて十分な教育が行われる環境をつくる。聴覚主導教育を選択し、音声言語の獲得を選択した場合は、こちらも日本中どこであっても受けられる環境をそれぞれつくっていくことが大事。

【その他】

<経済支援、助成>

- ・人工内耳の助成内容について、区市町村で助成される金額や助成される対象項目、耐用年数が大きく異なっている。人工内耳の買換えや電池の購入も全国一律の助成金・助成項目を決めてほしい。
- ・IT化の進展により、現在の福祉対象機器は古くなっており、時代に合っていない。タブレットを日常生活用具費支給対象にしてほしい。 デジタル無線式補聴援助システムについても、音が明瞭なロジャーの購入助成を実施いただき、補装具の助成対象には「デジタル電波 の機器も含む」という文言を追記してほしい。
- ・最新の人工内耳や補聴器を療育に活用するため、更新の費用や消耗品・摩耗品の健康保険の適用による負担を軽減してほしい。
- ・人工内耳リハビリ施設数や、サウンドプロセッサ用の電池代や充電器、体外器の助成状況、軽中等度難聴児の補聴器購入助成については、地域格差がある。
- ・ろう学校の乳幼児教育相談は無償のため、そちらを選択されると、児童発達センターになかなかお子さんが集まらない。補助金がもらえない全国の施設が非常に苦しい思いをしており、療育の専門性の維持が難しくなる。児童発達支援センターの無償化と経営支援をお願いしたい。
- ・シングルマザーやパートなどで働く方、いろいろな事情を抱えた家庭への時間的・経済的支援が必要。

くその他>

- ・小学校高学年以降や軽度・中等度難聴児に対する支援体制の確立が必要。
- ・学童期や青年期に直面するコミュニケーション・ブレイクダウン(聞こえなかったり聞き間違いが重なり、応答に食い違いが生じて会話が中断し、これがたび重なるとコミュニケーション意欲を失い、自信を失っていく現象)を修復して会話を継続させるスキル、能力を幼少期から付けておく必要がある。
- ・現在の乳幼児・幼児期の問題に真剣に向き合いつつ、先を見据えて考えていくことが大事。
- ・難聴児支援に関する事業は、複数の事業が絡み合いながら成り立っている。これらが一元化されると、より分かりやすい制度になるのではないか。
- ・聞こえない、聞こえづらい人たちの心の問題、文化、アイデンティティーに十分に配慮した情報提供の在り方が求められる。
- ・全国地域格差なく、聞こえない、聞こえにくい子供たちの子育ての問題について、偏りない情報にアクセスできる、あるいは情報共有できるような環境が必要。
- ・難聴児の療育と保護者の精神的サポートを行うためには、週2回の療育が必要。それを実現するための療育施設の増設、言語聴覚士 の増員をお願いしたい。
- ・難聴の3歳未満児を学校教育の対象として、人的・物的環境の整備や支援プログラムを充実させること。
- ・現在認められている産育休の期間は、障害児を育てるためには不十分。障害、特に聴覚に障害を持つ子供を育てるための育児休暇、 障害児のための育児休暇という制度を整えていただきたい。育児休暇の期間は、障害の等級によらない経済的な支援を実施いただ きたい。

基本方針の構成案

第1章 総則・背景

- 1 基本方針の作成目的、支援の必要性
- 2 難聴児支援の基本的な考え方
- 第2章 現状と課題認識(ヒアリング概要)
- 第3章 早期発見・早期療育推進のための方策
 - 1 新生児聴覚検査体制の整備
 - 2 地域における支援のあり方 ・保健、医療、福祉、教育関係機関の連携
 - 3 保護者・家族に対する支援
 - ・聞こえ・療育・進学等に関する偏りない情報提供
 - ライフステージに応じた支援
 - 4 自治体の役割(自治体による支援)
 - 5 その他